

第4回安芸市水道事業経営審議会 会議録

○日時 : 令和4年2月22日(火) 10:00~10:30

○場所 : 安芸市防災センター3階避難室

○出席者

会 長(議長)	岡田 耕治	元安芸市上下水道課長
委 員	川竹 壽栄	高知県農業協同組合 安芸地区 本部
	濱田 学	安芸商工会議所
	黒岩 由美	水道使用者代表
	小松 直子	水道使用者代表
	内川 慶子	水道使用者代表
	松井 協一	水道使用者代表

事務局	清遠 勲	上下水道課長
	岩田 大輔	上水道管理係主幹

【事務局】

本日はご多用のところお集りいただきまして、誠にありがとうございます。

まずご報告いたします。

安芸市水道事業経営審議会条例第4条に「審議会は委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない」と規定されております。

本日の審議会は、委員9名のうち7名のご出席を頂いておりますので、第4回水道事業経営審議会を開会いたします。

それでは開会にあたりまして、会長よりご挨拶をお願いいたします。

・・・会長挨拶・・・

【事務局】

それでは議事に入りますが、ここからは審議会条例第4条の規定によりまして、会長に議事を進めていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

【会長】

それでは、水道料金改定についての答申案について審議を行いたいと思います。

まず、第三回審議会において委員からの指摘のあった、建設改良費に係る費用等の見込みについて、繰越利益剰余金についての考え方についての説明を事務局にお願いします。

【事務局】

まず、建設改良費の費用見込について配布資料をもとに説明致します。

施設につきましては既存施設の耐震化整備を図っていくことと、新水源整備の二つを整備していくのが主な内容となっております。

まず既存施設の耐震化については令和9年度まで集中的に投資して地震に備えるということで、令和5年度6年度が7,500万円、令和7年度は費用が多いですが9,000万円というような形で耐震性を保つための費用が発生します。

それから二つ目の新水源の建設につきましては、令和4年度に水道事業の認可変更をいただければ、令和5年度に工事に着手して5年度中の完成を目指す予定で、約2億4,000万円程度の費用が令和5年度にはかかってきます。

この目的は第一回の経営審議会でもご説明いたしましたが、安芸水源が災害時に機能不全となった場合でも、継続的な給水を行うために必要ということで、最重要課題として捉えております。

続きまして二段目の施設の管路につきましては、これはいわゆる水道管で、既に徐々に耐震化を図っておりますが、赤野から下山までと行政範囲が広いために耐震化が必要な管がかなりございます。

また、一度更新したらよいというものではなく、水道管は約50年が耐用年数と言われておりまして、今後も耐震性を保つために管路を更新していかなければならないので

1億7,000万円程度の費用が毎年かかっていくという形になっております。

新水源に係る管路につきましては、新しい水源から球場の上近くの配水池まで水を送る管の整備が必要となりますので、一定費用を見込んでおります。

三段目の電気については、既存施設の機器の老朽化に伴う更新費用を見込んでおります。

その下段に、基幹管路更新の補助金を記載しております。

これは国が基準を定めております主要な管路につきましては、かかる費用の1/3を補助するというごさいますので、その金額を一定見込んでおります。

これに基づきまして、収益的収支の方の見込みをたてまして現状の投資見込みという形で整理しております。

続きまして、前回委員からご質問のありました「繰越利益剰余金」の使途及び取り崩しについてですが、繰越利益剰余金の用途としては主に、計画外の突発的な経費の支出に備えるものと位置付けております。

一定程度の資金を留保しておくことが不可欠で、安芸市の年間給水収益の約3億円にプラスアルファ1億円程度を安芸市の水道事業では留保する形で考えております。

収益的収支の赤字補填の財源として見込むことについては、災害時の緊急対応等の想定外の費用が必要となったときに資金が枯渇し、事業運営に支障がでることとなってまいります。

また、国の方が策定を義務付けております水道事業経営戦略においても、安芸市のような公営企業法適用企業では、純損益が計画期間内で黒字となることが求められております。

ここでいう黒字というのは、事業・サービスの提供を安定的に継続するために必要な施設、設備に対する投資を適切に見込んだ上での黒字であります。

また、事業を安定的に維持することが望ましいとされております。

以上のことから、現計画見込におきましては、一定程度の繰越利益剰余金を確保しておりますので、ご理解を賜りたいと考えております。

【会長】

建設改良等の投資計画と利益剰余金についての説明がございましたが、各委員から何かご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

設備投資については、年次計画に基づいてやっていくという説明と、利益剰余金については先程説明があったとおり、収益に見合うだけの部分を確保し、かつ一億円程度のプラスアルファが必要という説明でした。

・・・質問なし・・・

【会長】

特にないようでしたら、続きまして、当審議会において議論をいただき、第三回審議会で一定の意見集約をいたしました、水道料金改定についての当審議会の答申案をお手元に配布しておりますので、事務局より答申案についての説明をお願いします。

【事務局】

今お手元に答申案を配布いたしました。第三回審議会で議論をいただき、一定の方針を確認させていただいたことを案としてまとめました。

・・・改定案読み上げ・・・

要旨

1. 令和5年度から平均改定率16.8%の料金改定を行う（料金収入全体で15%増収）
2. 家庭用、営業用等の区分を廃止し、使用量が多量となる浴場は別途料金体系とする
3. 新設分担金制度の制定
4. 事業の運営管理に努め、定期的に経営審議会を開催し、経営状況を適切に公表する

以上4点が、主だった前回の意見のとりまとめということで、答申案として作成いたしました。

【会長】

ただいま事務局から答申案についての説明がありましたが、委員様からご意見ございますか。

前回の改定では平均改定率18%弱の料金改定を行ったため、前回よりは多少増加率が落ちることとなります。

【事務局】

前回4パターン示した中で、急激な改定はするべきではないというご意見もありましたので、今回料金収入全体で15%増収、平均改定率16.8%で考えております。

【会長】

既に審議した内容のとりまとめとなっておりますので、これまで質問をしていなかったようなことで何かないでしょうか。

【委員】

他市では水道の開栓をする際に、開栓手数料が必要なところもあるので、次回の料金改定で検討してはどうかと思います。

【事務局】

委員のおっしゃるように、一件当たりの開栓手数料をとられているところもあります。

今回ご提案しなかった理由は、開栓手数料は有益ですが、まず県下11市のうち、安芸市と土佐市様が頂いていない新設分担金の制定を優先したいという考えがありました。

今後につきましては、経営の効率化を図りながら、ご提案頂いた内容も検討していきたいと考えております。

それから経費節減の方法ですが、現在赤野地区で耐震性の高い配水池を作っておりますので、それに併せて現状赤野に2つ水源地がございますが、東赤野、川の左岸側にある水源が、にごりも出るということで廃止しました。東赤野の集落の中にある水源は使いますが、川の渕にある水源は経費節減につなげる一つの方策として廃止をします。

もう一点、大山の配水池についても耐震化を図っておりますが、そこにある既存の配水池についても新しい配水池ができましたら、取り壊しをして財産処分をしたいと考えております。既存の施設においても、今後の水需要を見込んだ中でダウンサイジングができるものはしていくということもございます。

それからもう一点、水道使用者の料金収納のやり方についても、皆様のご意見を聞きながら、どういった方法がいいのかを検討します。隔月検針をやめるということではなく、現状の奇数月の請求でいいのか、偶数月がいいのかといったことも含めながら、経費節減や、市民の皆様に喜んで頂けるような水道事業にしていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いします。

【会長】

他に質問がないようでしたら、これで答申をするということによろしいでしょうか。

・・・異議なし・・・

【会長】

よろしいということですので、審議会の答申ということで進めていきたい思います。これにて審議회를終了させていただき、私のほうで後日市長へ答申を致します。本日はまことにありがとうございました。

【事務局】

会長はじめ、委員の皆様には、お忙しい中審議を頂きましたことを心からお礼申し上げます。本日決定頂きました答申に基づき、市民の皆様にご理解いただけるよう丁寧な説明を行っていきたいと考えております。

以上を持ちまして安芸市水道事業経営審議会を全て終了といたします。
ありがとうございました。